

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための
仕組みの在り方に関する検討会
技術検討ワーキンググループ（第2回）議事概要

開催日時：平成30年3月8日（木）10:00～12:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 5階選挙部会議室

出席者：

【構成員】

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）※主査

秋山 直樹（豊島区政策経営部情報管理課長）

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

佐藤 洋（日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート）

高橋 克巳（NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員）

百武 芳和（多久市情報課長）

松田 純一（株式会社日立製作所全国公共システム第三本部公共システム推進第一部主管）

森 亮二（弁護士）

矢島 征幸（五霞町政策財務課主幹）

山住 健治（徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長）

天野 隆興（富士通株式会社公共・地域営業グループ行政ビジネス推進統括部行政第一ビ
ジネス推進部長／岡田構成員代理）

【オブザーバー】

今井 健司（情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室課長補佐）

佐藤 英雄（個人情報保護委員会事務局参事官補佐）

下澤 広幸（行政管理局管理官室副管理官）

田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【事務局】

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. 「検討会のとりまとめに向けた論点の整理」の報告について
2. 地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について
3. 地方公共団体の非識別加工情報の活用イメージについて
4. 地方公共団体の非識別加工情報に関する安全管理措置等について

《議事 2 について》

【森構成員】

- 資料 2 の 5 頁に「ある者が非識別加工情報の対象となったデータに含まれる、ある特定の個人に関する差異を知っており」とあるが、ここでいう「差異」とは特徴みたいなことだと考えてよいのか。

【佐藤主査】

- 何が「差異」に当たるかは対象とするデータの性質によって変わってくるが、個人の特徴に関するデータであれば、「差異」に当たるのだと思う。ここでいう「差異」という言葉については、行政機関個人情報保護法のガイドライン中規則第 11 条第 5 号の説明のところで「差異」という言葉を使用しているので、それを踏襲した形で使用している。

【高橋構成員】

- 住所の置き換えの例を補足するのは良いことと思う。付け加えると、住所を「〇〇県△△市◇◇町」のように町まで残す形に置き換える場合に、生年月日を生年に置き換えるとあるが、この場合に生年まで削らなければならないかという点、それは元データの性質に依存することになるので、例えば元データの数が多ければ、生年月日まで削ることでよいかもしれない。「生年に置き換える」というのはマストではなく、置きかえる等の工夫をとって、特定の個人が識別できないようにすることが重要であることが伝わるようにしておく方が良いのではないか。
- 規則第 11 条第 5 号の事例で挙げられた年齢上の偏りについて、年齢は、非常に個人識別性が高い属性だと言われているという点をよく理解しておく必要がある。例えば「体重」といった属性情報に、必ずしも年齢と同様の扱いが必要となるわけではない。同条第 1 号の解釈も含めた個々の整理になるが、この事例を補足した趣旨について、年齢等の個人識別性が高い属性をとりあげたという点を強調した方がよいと思う。
- 学校の特定に関して、補足の内容はその通りである。学校を含めた団体名が明らかな場合、多くの場合で、個人が分かってしまうケースがあると思うが、非常に児童数が大きい小学校等であれば、学校名が分かっても良いかもしれないので、学校名、一般的に言えば団体名が分かってしまうことがいけないとまでは、言い切れないのではないかなと思う。
- 悉皆性があるデータはその中に顕著な特徴があるデータがあると、容易に個人特定にいたるので、何らかの対応が必要と考えられる。このときサンプリングは有用な方法の一つである。データの悉皆性を考えるとき、データの出自が分かるかどうかを留意することが重要である。例えば、児童のデータがあるとき、そのデータ項目に学校名が記載されていて、ある学校名に該当するレコード数とその学校の児童数が同じ場合、それは悉皆性のあるデータになる。また、学校名がデータ項目にない場合でも、そのデータの出所がある学校であることが分かるのであれば、悉皆性があると認められるケースがある。このような

「隠れ属性」の存在にも留意が必要である。

【佐藤主査】

- 住所の加工方法の例に関して、行政機関個人情報保護法のガイドラインで示されている加工の事例は、あくまで例示なので、このように加工をしなければならないということを示しているものではない。
- 学校の特定については、飽くまでも学校名を隠す必要のあるケースを想定しているが、「隠れ属性」との関係についても留意が必要。

【高橋構成員】

- 色々な方面の話を聞くと、ガイドラインの例示を例として読まない人が実際は多い。マストでない事例は、マストではないということを丁寧に書く必要があると思う。

【稲原室長】

- 個人情報保護委員会が策定しているガイドラインの内容を変えるというよりは、これに対する解説を加えるという形で事例等の補足を行うことを想定している。

【佐藤構成員】

- 内部的に非識別加工情報の作成等を実施してみたところ、特定健診のデータについて、例えば身長 140 センチ未満の人はその団体では一定数いるので識別性の問題はないとの認識だったが、地域によっては 140 センチ未満の人はほとんどいないため、個人が特定できてしまうといったケースもあったところ。

【森構成員】

- 規則第 11 条第 5 号については、単に加工の事例だけではなく、地域の特性や差異についての考え方を示した方がよいのではないか。年齢の偏りは、地域の特性とは別の論点であり、民間の場合に共通する論点である。

【高橋構成員】

- データの偏りによって差異が生じる場合について適切な措置をしなければならないということは、地方公共団体が保有するデータ特有の問題ではなく、全てのデータについて共通する問題である。そのため、この点について解説を加える場合には、新たに注意しなければならない事項として書くのか、既存の問題だが念のため確認的に書くのかというのは区別することが適切ではないか。

【佐藤主査】

○規則第 11 条に定める加工基準については、民間、国、地方公共団体で共通だろう。ただし、加工の対象となるデータについては様々な性質が考えられるので、地方公共団体が規則第 11 条をベースとした加工を行う場合のその特性に応じた事例を示すということになると思う。

【森構成員】

○主査の発言のとおり、国と地方公共団体で加工の基準に違いが生じることはない。その上で、加工の基準は同じだが、地方公共団体の場合には、どの団体から提供された情報かわかるとか、個人情報ファイルの形がある程度決まっているという特徴があるので、加工の事例を補足したという位置づけであろう。

【佐藤主査】

○資料 2 の最後で触れているサンプリングについて付言すると、もともとの匿名加工情報の加工基準においてもサンプリングは排除されていないため、当該加工基準の範囲を超えるものではないとの理解をしている。

【犬塚構成員】

○個人情報ファイルから特定の個人情報のサンプリングを行う場合、規則第 11 条第 5 号の「個人情報ファイルを構成する他の個人情報」の部分はどう読めばよいのか。サンプリングをした情報に読み替えるのか、それともこのままの文言どおり読めばよいのか。

【森構成員】

○規則第 11 条第 5 号の規定は「差異その他の」の前までの部分は、後半部分の「当該個人情報ファイルの性質を勘案し」た上で講じる措置の具体例にすぎない。個人情報ファイルの中に特異な部分があれば、削除等の措置を講じることとなるし、例えば、個人情報ファイルに悉皆性があれば、サンプリングを行った方がよいということが考えられるが、これは、後半部分の規定を踏まえ、一般的に考えて必要な措置として位置づけられる。

《議事 3 について》

【高橋構成員】

○仮 ID への変換について、今回の事例についていえば、削除でも十分ではないか。仮 ID が必要となる場合というのは、データベースが複雑で複数のテーブルに分かれている場合に紐付けする場合や時系列にデータを提供するような場合であって、仮 ID を付す場合は、定期的に変更するといった運用がなされることになる。地方公共団体にあってはそのようなケースがあまり想定されないと思われるため、基本的には仮 ID への変換ではなくて削除とした上で、必要に応じて解説を加えるのが良いのではないかと。

○規則第 11 条第 5 号の規定に基づく措置については、個別の例示によるのではなく、第 1 号から第 4 号の措置を一通り講じて、その上で、個人情報ファイルの性質に応じた様々なチェックをしなければならないという作業手順の解説のような内容を加えるのがよいのではないか。

【矢島構成員】

○校務支援システムについては、現在全国で 50 パーセントほどの地方公共団体が導入しているとの認識だが、導入を検討している地方公共団体もあるといった状況を踏まえると、イメージが沸きやすい事例だと思う。

【百武構成員】

○本市では今年度から新たに校務支援システムを導入しており、データが今後蓄積していくことを考えると、事業者にとっても新たな教育コンテンツの開発等にとって有用なデータになるのではないかと思うので、活用事例としては十分想定されるのではないか。

【佐藤構成員】

○参考情報だが、8 ページの介護データに係る加工イメージのうちサービスコード、極めて少ないものを削除ということになっているが、幾つかのサービスコードをまとめて上位概念のコードのようなものに加工する方法も例として考えられるのではないか。一方で、複数団体の非識別加工情報を活用したいという事業者は、サービスコードを揃える必要があるので、ニーズに応じてとなるかと考えられる。

《議事 4 について》

【百武構成員】

○個人情報の取り扱いについては、国の行政機関に準じた形で行っているもので、同じ形で良いのではないか。

【佐藤主査】

○地方公共団体における非識別加工情報に関する安全管理措置については、行政機関における安全管理措置と同じ措置を講じるということでまとめたい。

《その他》

【高橋構成員】

○非識別加工情報ではなく統計情報で十分ではないかとの意見があることに関して、事業者からすれば、どのような形式のデータが自らの事業に役立つのかは、実際にデータに触れてみないと分からない点がある。そのため、非識別加工情報と統計情報の活用の枠組み

とが切り離されることなく、取組が進んでいくようお願いしたい。

【佐藤主査】

- 既に各地方公共団体で行われているオープンデータの取組を阻害すべきではないので、非識別加工情報とオープンデータの位置付けを明確にする必要があるだろう。統計データと非識別加工情報については、親会でも議論されたが統計情報の元データという位置付けで非識別加工情報の活用を考えれば、非識別加工情報についても十分需要があるものと考えられるのではないか。
- 本技術検討ワーキング、ワーキンググループに関しては、親会の検討状況を踏まえると、この会合をもって審議が終了と考えている。本日の御議論を踏まえ、今後、私と事務局で協議の上、適宜、今後とりまとめられる報告書(案)に反映してまいりたいと思う。